

第48回

荒川区都市計画審議会 議事録

日時：令和元年12月26日（木）

場所：区役所分庁舎4階 会議室

午後 3 時開会

○会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第 48 回荒川区都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

初めに、事務局から御報告がございますので、よろしく申し上げます。

○都市計画課長 事務局をしております都市計画課、川原でございます。

報告と確認をさせていただきます。

まず、本日の会議でございますが、18 名全員の委員の方に御出席いただいておりますので御報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。1 つ目が「会議次第」、2 つ目が「議案・資料」、3 つ目が「参考資料」、以上 3 点でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。

また、念のため、都市計画図のほうも用意させていただきましたが、会議終了後には回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2 点お話があります。1 点目はおわびでございます。本日は、この会場がある建物全体の空調設備が故障しておりまして、年明けにならないと修理の手が回ってこないということで、暖房が効かない状態でございます。そのため、現在電気ストーブを置かせていただいているんですが、アンペアの関係で数に限りがございます。ちょっとお寒いような状況です。申しわけございません。そのために、場合によってはコートや羽織るなり、膝にかけるといふことをしていただいて、各自工夫していただければと思います。何とぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

2 点目は、お願いでございます。今日使うマイクに関するお願いでございます。複数のマイクを使うときに、この後、御質疑があると思うんですけども、その際ハウリングを防ぐために、お話しした後は電源を切っていただいて、また使用する際に、お手元のスイッチを入れていただくというような形で、まめにスイッチのオン、オフをしていただきたいと思います。御協力をお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○会長 会議に入ります前に、本日の会議につきまして、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、審議会条例施行規則及び運営要綱の「会議の公開」に関する定めによりまして、これを認めることといたします。

それでは、お入りください。

〔傍聴者入室〕

○会長 傍聴者の方に申し上げます。傍聴に当たりましては、「荒川区都市計画審議会運営要綱」等に規定されております遵守事項を厳守されることをお願いいたします。

それでは、会議次第 2 の議事に進みたいと思います。

今回、御審議いただく案件は、前回の審議会です事前説明と現地視察を行った「尾久中央地区地区計画の変更について」でございます。本日、審議・答申を行いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、都市計画課長より説明をしていただき、審議に入りたいと思います。よろしくお願ひします。

○都市計画課長 私から本案件につきまして、まず概略の説明をさせていただきます、その後、引き続き、担当課長から詳細を説明させていただきますと思います。

すみません、座って説明させていただきます。

お手元の資料、議案集A4の横使いになりますが、1枚目をおめくりいただきますと、目次がございます。その次のページが、資料の1ページ目となります。

尾久中央地区地区計画の変更について（審議）というふうに、タイトルを書かせていただきました。

1、都市計画の種類及び名称は、東京都市計画地区計画、尾久中央地区地区計画を変更するものでございます。

2、計画の内容ですが、（1）都市計画の案といたしましては、説明資料のとおり、カラー刷りのものがございます。この後、それも含めて担当課長のほうから説明させていただきます。

（2）都市計画の内容ですが、現在ございます尾久中央地区地区計画の区域を東尾久四丁目及び西尾久一丁目1番、2番、11番、12番に広げ、なおかつ拡大した区域には、地区整備計画を定めるというものでございます。

その地区整備計画には、建築物等の用途の制限、敷地の最低限度、建築物等の高さの最高限度などを定めるという内容でございます。また、詳しくは、後ほど説明させていただきます。

3、このたびの変更に至るまでの検討及び策定の経緯につきまして、時期、名称、内容という形で表のようにさせていただきましたが、平成の時期に地域に対しましてアンケート調査を行いました。その後、令和に入ってから素案の説明会、それから、9月には原案の説明会と都市計画審議会でも事前の説明をさせていただきます、その後、都市計画原案の公告・縦覧、それから事前説明もさせていただきました。そして12月に入りまして、こちらの都市計画案の公告・縦覧も行いましたが、特段意見はございませんでした。

最後に、4、今後の予定ですが、本日、審議・答申をいただき、その後、手続に入りまして、令和2年4月に都市計画決定告示、それから、それにあわせた形での地区計画条例改正、施行に移りたいというふうに考えてございます。

引き続きまして、詳細を担当課長のほうからお願いいたします。

○防災特区・水利担当課長 内容の御説明をさせていただきます。

まず、内容につきましては、参考資料、A3判のカラー刷りのほうを御覧いただければ

と存じます。

こちらのほうの左側に地図を入れていますが、上が北になっています。北側に都電通り、東側に尾久橋通り、西側に小台通り、あと、真ん中あたりに5号線があるんですが、そちらは尾久本町通りになりますが、これらの通りで囲まれた部分が、尾久中央地区地区計画で、平成26年4月に策定してございます。

今回、こちらの尾久本町通りの南側、東尾久四丁目を中心とした区域に、尾久中央地区地区計画を拡大するものになってございます。

まず、変更点が大きく3点ございます。1点目は、今、お話ししました区域を南側に拡大するという関係で、地区面積が変更になりまして、新たな区域にも土地利用に応じた地区区分などを行っており、新たな規制が導入されていくという形になります。

2点目は、建物の用途の制限に関する事で、こちら全域にかかわる規制になっていますが、現在、東尾久四丁目に既存のパチンコ店がある関係から、既存の建て替えを除いた新規のパチンコ店を制限してまいりたいというふうに考えています。

3点目が、建物の高さの最高限度の関係でございまして。こちらのほうは、現在、尾久中央地区にも規制はかかっていますが、東尾久四丁目、これまでと同様の規制を導入してしまうと、最高限度の高さを超えてしまっている建物がございまして、そちらの建物を救うために、同じ敷地を使って建て替える場合には、現状と同じ高さまでの建物を建てることを1回だけ認めていこうという内容を加えてございます。

こちらの3点が大きな変更の内容になってございます。

それでは、地区計画の内容となりますが、地図内の赤い点線で囲まれた範囲が新たな地区計画区域となりまして、色分けにつきましては、高さの最高限度のところには凡例を載せています。尾久橋通りから30メートルの範囲、青い部分になりますが、こちらのほうを尾久橋通り沿道地区、あと、北側の都電通り・小台通りから30メートルの範囲を都電通り・小台通り沿道地区、また尾久本町通りとかおぐぎんぎなど商店街がありますところを、現道の道路の端から20メートルの範囲を商店街沿道地区、残った部分につきましては、複合住宅地区と、現尾久中央地区と同様に区分を設けてございます。

地図内の実線の部分につきましては、避難経路となる主要生活道路、点線につきましては、主要生活道路を補完する区画道路を示してございます。これまで1号線と言われている道路が都電通りのほうから女子医大、災害拠点病院の脇を通過して、尾久宮前小学校へ抜けていく道路を1号線としていたんですが、そちらを、さらに南側のほうに延ばしていった形にございます。また、真ん中の尾久本町通りを、新たに5号線と位置づけてございます。

点線の区画道路につきましては、尾久小学校のところにあります商店街の通りですが、このB号線を延長していく。あと、東尾久四丁目の中に、東西方向にC号線を新たに位置づけてございます。

具体的な制限の内容になりますが、こちらは6点ございます。

1点目が、建築物等の用途の制限ということで、個室付き浴場などの性風俗営業や既存の建て替えを除くパチンコ店を制限してまいりたいと考えてございます。

2点目が、敷地面積の最低限度として、60平米未満につきましては、原則建て替えができないような制限を設けてまいりたいと考えてございます。

3点目が、避難経路となる主要生活道路の空間を確保するために、建物の壁の位置とあいた空間への工作物の設置の制限を行ってまいりたいと考えてございます。ただし、今回新たにエリアに入ります1号線を南に延長した部分と5号線、尾久本町通りにつきましては、現道がほぼ6メートルございますので、さらなる壁面位置の制限というものはかかってこない形になります。

4点目が、建物の高さの最高限度になります。こちらにつきましては、地区により尾久橋通り沿道地区では50メートル、都電通り・小台通り沿道地区では35メートル、商店街沿道と複合住宅地区については16メートルと定めてまいりたいと考えてございます。ただし、商店街とかの16メートルの部分につきましては、敷地面積によりまして、緩和の措置などを定めてまいりたいと考えております。

5点目が、建物の形態や意匠の制限といたしまして、建物の外壁などに原色や派手な色使いをしないように誘導してまいりたいと考えてございます。

最後の6点目に、道路に沿って塀等をつくる場合は、安全性を確保するために、生け垣やフェンスを原則といたしまして、ブロック塀を使用する場合は60センチまで、3段程度としたいというふうに考えてございます。

以上が、地区計画の内容となっております。

続いて、議案資料の2ページを御覧ください。

こちらが都市計画図書になりますが、今回の区域拡大によりまして、図書も変更になりますので、主な変更部分を御説明させていただければと考えてございます。

2ページ、先ほど来申し上げておりますとおり、面積がこれまで34.5ヘクタールだったものが、今回新たに51.8ヘクタールという形になります。

地区計画の目標の部分につきましては、2行目の後段に、「南側は北区と接する地区」という内容を加えてございます。また、こちら原案の説明会等でも、無電柱化の推進というものを進めていくことが大切だという御意見もありましたので、目標の中に下から4行目になりますが、中段以降に、「安全な避難経路の確保とあわせ、電線類の地中化等を進める」という形で記載してございます。

続いて、3ページのほうになりますが、地区整備計画内の地区施設、道路の関係です。こちらは主要生活道路1号線を延長してございますので、構成の幅員のところとか、延長のほうが変更になってございます。主要生活道路5号線につきましては、新たに今回位置づけしてございますので、新規に入ってきております。

また、区画道路B号線につきましても、こちらは南側のほうに延長してございますので、構成する幅員とか延長が変更になってございます。

また、区画道路C号線につきましては、今回新たに位置づけていますので、新たにこちらのほうに記載してございます。

4ページをお開きください。

こちらのほうで、まず最初に、地区区分ごとの面積が出てございますが、エリアを変更した関係で、前回より面積が変更になってございます。

建物等の用途の制限につきましては、パチンコ店の制限を今回新たに加えるということで、3が新たに追加となっております。こちらは建築基準法の別表第2を引用する形で、パチンコ店その他これに類するものを制限してまいりたいと。ただし、現存のパチンコ店につきましては、建て替えを認めていくという形になりますので、その辺でただし書きを加えている形になってございます。

続いて、建築物の敷地面積の最低限度です。こちらのほうも、現尾久中央地区につきましては既に制限がかかってございますが、拡大していくエリアにつきましては、都市計画の決定時期が違いますので、その辺のほうを表現させていただいている関係がございまして、1の括弧書きのところ、「変更の告示によって新たにこの地区計画の区域として定められた区域にあつては、変更告示日」という文言を追加しています。

建物等の高さの最高限度につきましても、今回、既存で高さが16メートルを超えている建物がございまして、それを1回だけ建て替えを認める条文を入れ込む関係で、1の部分が新たに追加になってございます。

続いて、6ページが都市計画の案の理由書になっていまして、変更の理由は以下のとおりです。

本地区は、「荒川区都市計画に関する基本的な方針」において、熊野前駅周辺が、区民生活の中心となる「生活拠点」として、都電荒川線沿線が、うるおいやにぎわいにあふれ、便利で豊かな区民の暮らしを支える「暮らしと街並みの軸」として位置付けられている。

一方、本地区内には災害拠点病院が位置しているが、狭あい道路や狭小な敷地が多く、災害時に大規模な市街地火災が発生するおそれのある木造密集地域を抱えており、市街地の防災性の向上が課題となっている。

そのため、東尾久四丁目及び西尾久一丁目の一部へ地区計画区域及び地区整備計画区域を拡大し、広域避難場所に至る地区外周道路への安全な避難経路の確保とあわせ、電線類の地中化等を進めるとともに、都市計画公園宮前公園の整備を推進することにより、地域の更なる防災性の向上を目指すとともに、良好な街並みと住環境の向上を図るため、約51.8ヘクタールについて地区の変更を行うものである。

7ページ以降につきましては、計画の図書になってございます。

ちなみに、位置図にありますように、今、申し上げました宮前公園が、こちらの都市計画公

園ということで、一部が地区計画のエリアのほうに入っております。

8ページ、9ページ、10ページにつきましては、地区区分の図書になってございます。

9ページの中段から10ページにかけてが、新たに今回拡大するエリアの部分になってございます。

11ページからは、地区施設——主要生活道路とか、区画道路の位置を示した計画図とになってございます。こちらにつきましても、12ページ以降の主要生活道路5号線とか、主要生活道路1号線、区画道路B号線を南側に延長しているものです。あと、区画道路C号線を新たに位置づけるものでございます。

14ページは、壁面の位置の制限ということで、こちらにつきましては、主要生活道路1号線から5号線の沿道について、壁面の位置の制限をかけていくという形になってございます。

簡単ですが、私のほうからの説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御審議をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○4番委員 この地区計画の変更は、基本的に私は賛成です。よくできていると思います。その観点で、1つコメントと、1つ質問があるんですけど、まず、コメントのほうは、電線類の地中化というのが明記されたのは、僕は初めてじゃないかと思うんですけど、2ページの地区計画の目標の下から4行目、「電線類の地中化等を進める」というのが明記されていること、それから、6ページの下から3行目、ここにも「電線類の地中化等を進める」というふうに明記されたことは高く評価したいというふうに思います。

それから、質問です。7ページ、都市計画公園で、都電の下側といいますか、西側にあるところ、都市計画公園で長細くなっているのは、既存一部公園になっていますけれども、それを広げる形なのか、それを単に追認する形になっているのか、それをお聞きしたいのと、もう一つは、主要生活道路2号線に沿って、東京女子医大があるんですよね。これ、うわさによると、足立区のほうに移転するという話があるけれども、それが本当にそうなのか、もしそうだとするといつなのか、どういうふうになるのか。それから、今後の計画というのはどういうふうになっているのか、その跡地はどうするのか、その点について教えていただきたいというものでございます。

以上です。

○都市計画担当部長 主要生活道路2号線の脇、現在、東京女子医大があるということで、女子医大につきましては移転が決定しておりまして、足立区のほうへいくということでございます。時期につきましては、令和3年度の中ごろだというふうに聞いてございます。

その後につきましては、区のほうに病院を誘致いたしまして、新たな病院がここへ来る。

その辺のこういったところの建物か、まだ詳細が決定してございませんので、ここでは控えさせていただきます。

一方で、先ほどお話しございました宮前公園については、今回の計画では、今までの都市計画決定のとおりということですが、今後、東京女子医大の移転に際しまして、この公園をどうしていくかというのも、現在検討中でございますので、ですから、女子医大が足立区へ移転した後については、新たな病院と、それから、ここに宮前公園ができるという計画でございます。

○4番委員 7ページに書いてある都市計画公園で、地図で言うと、都電の下のほうですね。それは、現在のものを追認する形になるんですか、それとも広げる形になるんですか。都市計画公園の地域の範囲ですけれども、一部は公園になっていて、高压線が通っていますが、あの下はどういうふうになるのか教えてください。

○防災都市づくり部長 では、私のほうから、ちょっと説明させていただきますと、現状児童遊園が確かにございます。その部分に重なるような形で、宮前公園の都市計画の範囲に入っております。もちろん、その範囲のほうが広いわけですけれども、先ほど、担当部長のほうからもお話がありましたとおり、女子医大の移転の関係もあるということの中で、将来的には、その児童遊園も含んだ形で、大きく宮前公園という形で整備していきたいというふうに思っております。

ですから、現状はまだ児童遊園として活用していますが、将来的には、それを拡大するような形になろうかと思っておりますけれども、大きく都市公園として、皆様に楽しんでいただきたいというふうに思っている次第でございます。

○会長 そのほか、いかがですか。

どうぞ。

○9番委員 今回の地区計画の変更ということは、尾久本町通りを境にして以北が、現在の地区計画だったんですけれども、それを尾久本町通りから南も加えるということですよ。それで、本来なら明治通りを挟んで、この尾久本町通りまでというところとわかりやすいんですけれども、ちょうど明治通りの上から若干北区との区境というのがあって、非常にこちら辺のところのわかりづらいいんですけれども、1つちょっと御質問させていただきたいのは、ルール1で、パチンコ店や風俗営業などの用途制限ということが書かれていられるんですけれども、既存のパチンコ店というのは、この地域の中で何店舗ぐらいあるんでしょうか。

○防災特区・水利担当課長 既存のパチンコ店が、おぐぎんざ商店街の通り沿いに2店舗ございます。本町通り側からもしか入れたと思うんですが……。

○9番委員 それで、このルールの内容で、パチンコ店の用途の建物を建てることは禁止なんですけれども、ただ、既存の建て替えはいいというルールですね。逆に言うと、今度は4番目の高さ制限のルールで、現状の制限を超えた建物については、一度だけ建て替え

を可能とするということが書いてあるんですけども、高さ制限の場合は、現状超えているところは一度だけ建て替え可能ですが、こちらの用途制限の場合は、既存のパチンコ店の建て替えは無制限にいいという理解でよろしいのでしょうか。

○防災特区・水利担当課長 そのようなことで考えてございまして、建物の高さにつきましては、ある程度設計上の工夫でおさめられれば、おさめていただきたいという思いがございまして、ですから、どうしてもだめな場合には、1回だけ同じ高さであれば認めていくという形で考えています。

一方、パチンコ店につきましては、どちらかというと、現在営業されている方の営業権の保障という意味合いのほうが強いということで、そういう制限の内容の差をつけさせていただいています。

○9番委員 仕事をしている権利があるということで、なかなか制限をかけるのが難しいということで理解したいと思っております。

それと、これはできるかできないかちょっとわからないんですけども、図面で言うと、2号線のところが女子医大の通りだと思んですけども、あそこの通りで、東京電力の変電所にぶつかるんですが、非常に道が複雑なんですよね。あそこで突き当たっちゃって、ぐるっと迂回していかなきゃいけない。できれば、このところを真っすぐに通るような道が、2号線と1号線が真っすぐつながるような工夫をしていただくと、ものすごく便利に通じるんじゃないかと思うんですけども、そのようなお考えはどうでしょうか。

○防災特区・水利担当課長 地区計画上は、現在の道路の中心から3メートルという形の制限をとっていますが、このあたりにつきましては、東電さんの御協力を得られれば、広く買収して行って、見通しのいい形——確かに、クランクがそのまま残ってしまうということがございますので、その辺は努力していきたいというふうに考えています。

○9番委員 ひとつよろしく御検討をお願いいたします。

○会長 そのほか、いかがでしょうか。

どうぞ、先に。

○7番委員 基本的なことですみません。検討及び策定の経緯で、アンケート調査や意向調査、説明会などを行っているんですが、どれぐらいの方々が関心を持ってこられたのかというのを、ちょっと具体的に教えていただきたいことが1つ。

それから、主要生活道路などを拡幅していくわけですけども、沿道でその拡幅にかかる家屋というのがどれぐらいの軒数あるのかというのを教えてください。

○防災特区・水利担当課長 では、まず、アンケート等々の回収率ですとか、説明会などの出席者ですが、アンケートは3回行ってございます。毎回配布数は世帯数が違うものですから違うんですが、3,000ほどアンケートを配布してございまして、回収率はそれぞれ1回目が736で約22%、2回目が356で約12%、3回目が482で約13%となっております。

その後素案説明会を6月に行っていますが、そちらのほうは1回目が10名、2回目が15名に参加いただいています。9月に行いました原案の説明会、こちらは、現在のエリアでの原案の説明会という形になりましたが、参加者は1回目が26名、2回目が36名という形になってございます。ちなみに、原案の公告・縦覧につきましては、意見書が2件出てございます。

○防災街づくり推進課長 事務局の防災街づくり推進課長でございます。

主要生活道路の拡幅に関係のある権利者でございます。今回拡大するほうの地区につきましては、もう6メートルになっているということで影響はないんですけど、現在の地区のほう、拡大する前の地区のほうですと、149画地に影響があるということでございます。

○会長 それでは、どうぞ。

○2番委員 関係制度との整合性についてお伺いしたいんですけども、色彩については、荒川区景観計画に適合したものというところで、そのとおりかなと思います。もう一つ、土地利用の方針というのが2ページに書かれていて、新たな方向性が定められるところなんですが、その方針と現在の荒川区景観計画との整合性がどの程度担保されているかお伺いしたいんですけども。

○防災特区・水利担当課長 実際に地区計画が始まりますと、既存地区は既にやっていますが、建築計画をする前に、着手の30日前までに、地区計画の届け出を出していただく形になってございます。そちらのほうで色彩の関係につきましても、戸建て住宅等でも、マンセル番号でどういう色を使うのかというのを記載いただいて、景観計画のほうに適した内容であるかどうかというのは審査しています。

土地利用の方針等につきましては、そういう景観計画とか、大もとの都市計画マスタープラン等々と整合がとれるように方針を定めておりますので、こちらのほうは、景観計画等とも整合はとれているというふうに我々のほうでは考えてございますし、一つ一つの建物につきましても、今後新たなエリアにつきましても、景観上の指導も行えるようになってくると考えてございます。

○2番委員 ちょっと確認ですが、北半分でもないけど、北の部分に南のほうを足して、全体を整合するというところで、変更という形になっているんですが、先ほどの御質問の中で、まだ返答をいただいているんですけど、南のほうが非常に不規則な形態になっていて、ここの端っこの部分を将来的に何か考えていらっしゃる——要するに、明治通りまでの間ですが、そこまで考えていらっしゃるのかどうかということと、それが南の地域を加えるというのが、どうしてこの地域になったかということに関連するわけですが、その辺で何かお考えがあれば伺いたいと思います。

○防災特区・水利担当課長 ちょうどこちらのほう、南の境で現在区切っておりますのは、北区との区境という形で、エリアのほうを設定させていただいています。確かに、今回の

ような防災性の向上を目指した地区計画の策定となりますと、やはり延焼遮断帯となるような大きな通りで区切るというのが1つの考え方になっています。南側は明治通りまで延ばしていくというのが、理想的な考え方であると私自身も思っていますが、地区計画の制度につきまして、原則的には、区のほうで決定していくという形になっていますので、南側に拡大していく形になりますと、別で北区のほうに決定していただかなければならないという形になってございます。

一方、南側の北区のほうにつきましては、こちらのほうは以前やられていた区画整理で、街区のほうがしっかりしているということもございまして、その辺も鑑みますと、防災性の向上を目指していく地区計画につきまして、荒川区内だけでもいけるかなというふうな考えまして、今回御提案させていただいています。

○会長 了解しました。そのほか、いかがですか。

質問がないようですので、本案件につきましては、審議会としては了承したいと思いますが、よろしゅうございますか。

○7番委員 意見をよろしいですか。

○会長 どうぞ。

○7番委員 私も、了承することで結構です。防災性の向上や商業、住宅、地場産業の調和だとか、風俗やパチンコ店の制限などを決めて、地区計画を進めるということは賛成いたします。

ただ、先ほどのアンケートだとか、それから説明会などの数を聞きましても、やはり住民の皆さんは、いざ自分の家を建て替え時など直面したときに、この尾久中央地区まちづくりルールがあることを知るといふ方も多いのではないかと思いますので、その辺の周知を、ぜひきめ細かく行っていただきたいというふうに思います。

そして、この計画の中心の1つでもあります生活道路の拡幅整備では、転宅を余儀なくされる方などもあるわけで、やはり、その住宅の確保についての手だてをきちんとするというのを、意見として申し上げて了承したいと思えます。

○会長 それでは、再度伺いますが、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 どうもありがとうございます。

続きまして、次第3のその他に進みたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

○都市計画課長 事務局でございます。

次回の開催予定の御案内でございます。次回は、来年3月を予定しておるところですが、詳しい日程が決まり次第、改めて御連絡をしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。何かほかにも御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 なければ、本日の審議会は、これをもちまして閉会ということに……。

○16番委員 すみません、よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○16番委員 今回の都市計画とは、直接の関係はないことなんですけれども、敷地の面積制限を設けたじゃないですか。これを区内全域に広げるということではできないんでしょうか。

○防災都市づくり部長 その考え方につきまして、実は、議会のほうからもお話をいただいているところでして、これにつきましては、現在もちょっと検討させていただいてございます。いつになるか、ちょっとまだ本当に明言はできませんけれども、そうした方向性の中で、検討させていただいているというような状況でございます。

○会長 敷地の細分化を防ぐというのは非常に重要なことですが、ただ、最初にやり出すときに、個人的にはもう少し反対があるのかなというふうに思っていたんですが、あまり反応がないんですね。説明不足なのか、あんまり直面しないと考えないのか、どちらなのかよくわからないんですが、でも、いずれにしても、困ったという事象が、多分そのうち具体的に出てくると思うので、ぜひそれなりの対応をしていただきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長 なければ、これで閉会ということにさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午後3時43分閉会